

産業観光部、市民部

議案第96号 令和6年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、
産業観光部及び市民部の所管する部分について

それでは、議案第96号令和6年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、産業観光部及び市民部が所管する部分についてご説明いたします。

最初に、歳入でございます。

補正予算説明書の8ページをお願いします。

上段、款19寄附金、項1寄附金、目1総務費寄附金、節2総務管理寄附金、説明欄、地方創生応援税制寄附金は、地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)として、「市民部」は、寄附申出者の意向に基づき、900万円を、「産業観光部」は、2,100万円を歳入として受け入れるものです。

中段、款20繰入金、項1繰入金、目1基金繰入金、節3文化観光振興基金繰入金、説明欄、文化財保護課は、坂本城跡三ノ丸調査地の確認調査にかかる事業費に寄附金の一部を充当するため、文化観光振興基金繰入金を減額補正するものです。

以上、歳入の説明といたします。

次に、歳出について、ご説明いたします。

10ページをお願いします。

上段、款2総務費、項1総務管理費、目24文化財保護費、説明欄1、市内遺跡緊急発掘調査費歳入補正は、坂本城跡三ノ丸調査地の確認調査に係る経費について、寄附金を活用するために、歳入補正を行うものであり、説明欄2、文化財保護管理運営費は、今年度充当分を除いた寄附金を、坂本城跡をはじめとする市内文化財の保護等に活用するための、文化観光振興基金への積立金といたします。

下段、款7商工費、項2観光費、目1観光費、説明欄1、観光振興費は、企業版ふるさと納税を活用した観光振興に要する経費であり、比叡山延暦寺の世界文化遺産登録30周年を契機とした比叡山坂本地域での観光振興事業に対する補助金です。

歳出の説明は以上でございます。

以上、議案第96号令和6年度大津市一般会計補正予算(第3号)のうち、産業観光部及び市民部が所管する部分についてのご説明といたします。

ご審査を賜りますよう、よろしくお願いいたします。